

平成21年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況		
外部監査の結果						
1 公園施設管理許可書の発行について						
p.20	遊園は、指定管理者としてACCが管理運営を行っている施設 の他に、施設の設置状況等に合わせて、都市公園法の規定に より、次の3形態で管理運営されている。 ①管理許可（都市公園法第5条1項に基づき、荒川区が所有者 である施設及び敷地について、ACCがその管理の許可を得て 管理を行っている施設及び敷地） 観覧車・豆汽車・メリーゴーランド・スカイサイクル・釣り 堀・バッテリーカー用地・どうぶつ広場（ふれあい広場を含 む）・売店・地下駐車場 ②設置許可（都市公園法第5条1項・2項に基づき、ACCが固定 式の施設を設置し、運営している施設） コーヒーカップ・ファミリーコースター ③占用許可（都市公園法第6条1項に基づき設けられた施設） バッテリーカー・ふあふあ・小型遊具…B地区については現 在休止中	各施設に関する「公園施設管理許可申請書」及び その申請書に対する「公園施設管理許可書」の発 行について確認を行ったところ、管理許可対象の 施設のうち、「どうぶつ広場（ふれあい広場を含 む）」について、許可申請書は提出されていたも の、区から発行された許可書には、「どうぶつ 広場（ふれあい広場を含む）」ではなく、「指定 管理者」対象である「しばふ広場」が記載されて おり、事実上、「どうぶつ広場（ふれあい広場を 含む）」について、平成18年3月より、管理許可 のおいていない状況となっていた。	都市公園法に申請書の提出及びこれに対する許可が規 定されている事柄であり、各種書類の整備に対して今 一度、確認することも必要と思われる。	監査において上記状況が判明した後に、正しい公 園施設管理許可書を発行した。	実施済み	
2 区が所有する備品の管理状況について						
p.22	(1) 指定管理事業の開始時の確認作業について	遊園内にある区が所有する備品については、区とACCとの 間で締結された基本協定書において備品等を無償でACCに 貸与することとし、ACCは指定期間中、備品等を常に良好 な状態に保つものと定められており、また、基本協定書の別 紙として、「荒川遊園備品一覧表」（平成18年3月31日現 在）において、指定管理者として業務を開始するに当たり、 無償で貸与される備品が記載されている。さらに、基本協定 の別紙である仕様書において、指定管理者は、荒川区の所有 する備品について、荒川区会計事務規則及び関係例規に基づ き適切に管理することと規定され、遊園にある区が所有する 備品について、ACCが適切に管理することが求められてい る。	指定管理者として業務を開始した際に、区がACC に対して無償で貸与する備品について、書類の みで引き継ぎが行われていた。	区が所有する資産とACCが所有する資産を明確に区 分し、両者を正確に区分・管理していくことが、指定 管理事業においては不可欠であり、シールの貼付と備 品台帳の整備を併せて行うなど、早急な改善が必要で ある。	指定管理制度の導入に際して、区からACCへの 備品の引き継ぎが十分でなかったが、備品管理に 対する意識改革を図り、購入・廃棄等に際し、必要 な手続きを確実に実行し、適切な備品管理を行っ ている。	実施済み
	(2) 現物確認のための貼付シールについて	備品について、現物を識別するために貼付するシ ールが適切に貼られておらず、今回の監査におい て、ACC及び区の備品台帳と現物との確認作業 を行おうと試みたが、正確に照合することができ なかった。	本来、区の所有する資産を無償で貸与し、第三者の管 理に委ねる場合には、備品に関する責任の所在を明確 にし、区の所有する備品を適切に管理するために、貸 与する現物とその一覧表とを確認することにより、業 務を開始した時における、現物の存在及びその備品の 状況を明確にした上で引き継ぎを行うことが基本であ る。区が所有する備品について、取得や廃棄等の異動 があった場合には、適時にACCから区に対する報告 を行い、区及びACCの備品台帳に適切に反映される ように、備品管理マニュアルを整備し、更に、定期的 に現物と台帳との確認を行うことが必要である。	区が所有する資産とACCが所有する資産の明確 化については、両者立会いの下、21年11月に実施 した。備品台帳の整備に基づき、区から備品ラベ ルを交付し、貼付させた。	実施済み	
	(3) 廃棄等された区が所有する備品の台帳への反映について	サンプル抽出により園内に存在する一部の備品に ついて、区及びACCの「区所有の備品台帳」 と、該当すると思われる現物との突合を行った結 果、備品台帳に記載されていないながらも、現物が存 在しない備品が散見された。 その原因としては、備品の廃棄等が台帳に反映さ れていないことがあげられる。		21年11月に実施した区とACCとの立会い結果に 基づき、存在しない備品を備品台帳から削除し た。	実施済み	
	(4) 簿外の備品について	今回の現物の確認作業において、遊園に存在する 備品で、区が所有する備品について、ACC及び 区の備品台帳に記載されていない備品が多数確認 された。 この原因としては、当初の引き継ぎ時に現物との 確認を行わず書類のみで引き継ぎを行ったこと、 ACCにおいても、定期的な現物と台帳との確認 照合作業を実施していないため、台帳への登録が 漏れた備品についても登録されることなく時間が 経過し、今回の監査まで簿外のままになっていた ものと考えられる。		簿外の備品についても確認照合を行い、備品台帳 に反映させた。さらに、新たにACCにおいて「財 団法人荒川区地域振興公社備品取扱要領」を制定 し、備品管理を確実に行うようにした。	実施済み	
3 小型遊具の現金管理について						
p.32	遊園には、観覧車やファミリーコースターなどの乗り物券を 使用して乗車する大型遊具の他に、100円玉を投入するこ とにより遊ぶことができる小型の遊具が、現在22台ある。 小型遊具の現金の回収は、基本的には毎日行われ、22台全 ての小型遊具の現金が一つの袋にまとめられて集金され、売 上日計表が作成される（雨天の時等には回収を行わず、翌日 以降にまとめて回収されることもある）。 この小型遊具には、100円玉を投入した際に、1枚につき 1カウントされるメーターが搭載されており、理論的には、 このメーターのカウント数と回収された100円玉の枚数と は一致することとなる。このカウント数と回収された100 円玉の枚数とのチェックは1週間に一度行われ、「小型遊具 メーター点検表」が作成される。	平成20年度の小型遊具メーター点検表を確認し たところ、毎週、メーターの集計値と回収された 現金との間に差異が見られた。 これらの差異の中で、大きな差異のある週を3週 選び、その内容を分析したが、それでもメーター 数と回収金額との差異について、原因が解明でき ないため、今回の監査期間中の3日間、特定の小 型遊具の回収金額と、メーターカウント数の誤差 の測定を依頼したところ、カウント数の違いは試 験運転分程度で、特に大きな誤差は出なかった。	今回の監査において、差が発生する原因を解明するこ とはできなかったが、10月後半からは、現金回収額 の方が、メーターカウント数より多いという現象が多 発しており、メーターの故障も原因の一つと考えられる。 しかしながら、「小型遊具メーター点検表」自体の作 成も集計金額が間違っていたり、また、点検表に差異 の原因として「雨天による未回収」などが記載されて いる場合にも本当にそれが原因か否かの検討が行われ ず、差異の発生が放置されていたりと、小型遊具の現 金管理に対する意識が低いと言わざるを得ない状況と なっていた。小型遊具の現金全てを同一の袋で回収す るのではなく、差異の発生を確認・分析できるように 回収する単位を検討することや、個別の遊具の差異の 発生状況を機種毎にローテーションで確認することな どの対応を行い、現金に関する事故の発生を防ぐ為 にも、小型遊具の現金管理を強化する必要がある。	監査の後、9月9日～11月9日までコイン式の全 小型遊具を順次調査したところ、数機種において 常にメーター数が回収金額を上回っていることが 判明した。調査の結果、次のような改善を行っ た。 ・メーター機器の故障などによってカウント数が増 加したのではないかと考えられる機種については、 修繕等を行った。 ・修繕後は、機種ごとにメーター集計と現金回収 額とを照合して、差異があればさらに原因を追 究することとした。 ・今後は、全機種を集金をまとめて集計するの ではなく、数グループに分割して集計すること により、差異の発生を発見しやすいようにする。 また、従事者の責任を明確にするため、従事者一 覧表を作成し、捺印させるなど、チェック体制を 強化する。	実施済み	

平成21年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況	
4 のりもの券の現物管理について					
p.37	<p>現在、遊園においては、乗り物券として「100円券」「500円券」「1,000円券」「1,400円セット券(小・中)」「1,300円セット券(未就学)」「乗り物団体券」「フリーパス券(大人用)」「フリーパス券(高齢者用)」「フリーパス券(中学生以下用)」が発行されている。</p> <p>事務所内の保管場所で現物の確認を行ったところ、1400円セット券、1300円セット券でそれぞれ1~2冊の差があった。</p> <p>フリーパス券の大人用、高齢者用、中学生以下用については、いずれも現物残高と受け払いのノートに記載されている帳簿残高は一致した。</p>	<p>乗り物券の管理において、あまり現金等価物という意識はなく、管理も1万枚、5千枚単位の冊数で管理するのみで、1冊からバラして券売機に入れた乗り物券や、バラしたもののうち券売機に入れた残りの乗り物券については、受け払い簿を記載したり、枚数を確認したりする管理は行われていない。</p> <p>また、ノートに持ち出した乗り物券の冊数を記載して、残高を確認しているとのことであるが、記入漏れも目立ち、かつ、セット券のように現物が帳簿残高より少ないものがあった。事務所において乗り物券、セット券・フリーパス券の枚数確認表を作成しているものの、現物の実地棚卸及び帳簿残高との確認は行われていなかった。</p>	<p>あらかじめ遊園の乗り物券を外部の金券ショップ等で換金することはできず、また、その他の方法で流通する可能性も低いと思われるが、乗り物券は、それを販売することによって現金収入を得る源であり、また、それが外部に流出した場合には、不当に遊園地内の乗り物を利用されることとなる。</p> <p>現状の冊数単位での管理においてさえも、差異が生じている状況を早急に改善し、保管場所の確立、定期的な現物と帳簿との確認作業の実施、バラした乗り物券に関する帳簿の作成及び現物との確認など、乗り物券に関する管理方法の改善を行う必要がある。</p>	<p>乗り物券の管理は、「金庫内の乗り物券・セット券受払簿」と「乗り物券・セット券・フリーパス枚数確認表」によって行っているが、確認表の残数と乗り物券等の残高を確認する行為を行っていないため、適正な形態になっていない。</p> <p>乗り物券・セット券・フリーパスの取り扱いについて、12月から、次のように改善した。</p> <p>①受払簿 ・受払簿は、券の納品及び取り出し時に手書きにより記録して倉庫内に置く手書き簿と、日々の券売機レシートから利用状況及び追加の券、残枚数をパソコンで記録するエクセル簿の2種類で管理する。</p> <p>②券の納品 ・券が納品された際は、担当者が必ず納品された数量を端数も含めて確認し、手書き簿に記入する。</p> <p>③在庫の管理 ・券売機(団体券・フリーパスを含む)については、毎月末、現物を確認し、エクセル簿・手書き簿との記載内容と照合する。倉庫については、年1回とする。 ・照合結果は、決裁を取る。</p>	実施済み
5 入場券券売機内の現金管理について					
p.39	<p>遊園の入口には入場券券売機が並び、その券売機3台の裏側が事務所内部で開くようになっており、事務所内から扉を開閉し、現金の出し入れや入場券の補給を行うことが出来るようになっている。この3台の券売機の中に、釣銭の補充用としての予備の現金(千円札)が、各券売機内に数万円程度むき出しのまま置かれていた。</p> <p>券売機の扉には鍵があるものの、開園中は鍵が鍵穴に差し込まれたままとなっており、入場券や現金の補充の際の利便性のために施錠されていない。</p>	<p>来園者への対応やその他の何らかの事情により、事務室内に従業員がいなくなる可能性は否定できず、また仮に複数いたとしても差し込まれている鍵を使用することにより券売機内の現金及び釣銭用の予備の現金が盗難に遭う可能性もあり、現金を管理する上で適切ではない。</p>	<p>確かに混雑時における対応などのために利便性を求め、現状の管理方法となっていることも理解できるが、券売機内の予備の釣銭も、ある程度の金額になり、管理することが必要であるとともに、鍵を差したままの状態にしておくことは、現金を管理する上において適切ではない。券売機内の現金管理に対する意識を高め、券売機の釣銭用の現金を金庫内に保管し、また、券売機を施錠するとともに、鍵も慎重に保管するなど、券売機内で保管している現金に関する管理体制を検討する必要がある。</p>	<p>・券売機内の空間に、千円札を釣銭として用意していたが、券売機の扉の鍵穴に鍵が差し込まれたままとなっており、現金管理上、不適切な状況となっていた。</p> <p>・現金の管理については、券売機に施錠し、鍵を収納ボックスに収納するとともに、予備の釣銭を金庫内で保管し、必要に応じて帳簿に記載して取り出すこととするなど適切な現金管理方法に変更した。</p> <p>・園内打ち合わせ会を通して、職員に対する現金管理の意識の強化を図った。</p>	実施済み
6 駐車場の売上金管理について					
p.40	<p>遊園の地下駐車場は区からACCが管理の許可を受けている施設であり、また、ACCはこの地下駐車場の管理を民間の会社に委託している。</p> <p>この業務委託契約において、駐車場の利用料金は全て、この管理会社の収入となり、年間の駐車場収入が2,450万円を超えた場合には、その超過額の50%が分配金としてACCに支払われることとなっている。ACCは現金の管理には一切関与していないが、1週間に1回、この管理会社が駐車場の精算機から現金を回収し、一ヶ月に1回、集計した結果を「あらかわ遊園地下駐車場運営業務報告書」としてACCに報告している。</p>	<p>この報告書と精算機のレジペーパーを照合したところ平成21年6月において両者の数値が異なる日があった。内容について調査したところ、管理会社の担当者によるレジペーパーからの転記ミスであることが判明した。</p>	<p>現状の業務委託契約においては、駐車場料金はこの管理会社の収入となり、ACCが管理を行うこととはなっていない。しかしながら、ACCは区から地下駐車場の管理許可を受け、その管理を民間会社に委託しており、管理の責任はACCにあることとなる。</p> <p>また、2,450万円を超えた場合には、その超過額の50%がACCに分配されるという現在の契約を鑑みた場合、駐車場の料金に対して確認を行うことも必要と考えられる。運営業務報告書の全てを検算する必要はないが、その一部について、定期的に照合・確認することが必要である。</p>	<p>12月から、委託業者から報告された月ごとの「あらかわ遊園地下駐車場運営業務報告書」について、担当者がレジスターの明細書と実績表の売上金額等について照合し、内容を確認した上で、事業部長までの決裁を取るよう改善した。</p> <p>こうした取り組みにより、地下駐車場の売上金等の内容を把握し、適切な管理運営を行っている。</p>	実施済み
7 指定管理者及び管理運営事業者の選定について					
p.41	<p>遊園の運営については、指定管理者として指定を受けたACCが遊戯施設の管理運営事業者として運営を行っており、指定及び管理期間は、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの10年間と、長期間の契約となっている。</p> <p>この管理業者の選定は、企画提案書を提出するプロポーザル方式により平成18年度分から実施され、区が提示した個別の審査項目について、公募参加団体(応募団体は4団体)より、具体的な考え方や方針を記載した書面の提出を受け、区において個々の審査事項ごとに審査し、それぞれの配点に基づき採点し、合計点数をもとにして指定管理者及び管理運営事業者を選定した。(選定にあたっては、指定管理事業と管理運営事業の2つの業務が遊園の運営において密接に関連し不可分であることから、両事業の提案内容を一緒に審査し、両業務を運営管理できる事業者を選定することとした。)</p>	<p>選定委員会においては、企画・提案能力を重視し、「自主事業及びその他活性化のための提案」「応募者の実績・ノウハウ」など32項目を審査項目として審査を行い、ACCを事業者として決定したが、この審査項目の中にある「大型遊具のリニューアル」はその後の区の判断で、区が直接行うこととしており、現段階では行われていない状況にある。審査項目として適当であったか疑問である。</p>	<p>審査において「大型遊具のリニューアル」の配点は全体の得点の中で5.4%であり、仮にこの項目の配点を除いても選定結果に変化はなかったと考えられるものの、遊園の事業の内容及び遊園における大型遊具が設置から相当期間経過している現状等から考えると配点の多寡に関わらず重要な項目と考えられる。こうした重要な項目について、事業者を選定する際に事前に十分な検討を行う必要があったと考えられる。</p> <p>今後、事業者を募集・選定する際の項目については、対象となる施設・業務等の内容・特色を十分に検討した上でより実態に即し、かつ事業者決定に資する項目となるよう留意が必要である。</p>	<p>プロポーザルにおいては、事業者の企画能力をみるための審査項目の一つとして「大型遊具のリニューアル」を設定したが、結果的にリニューアルは区が行うこととした。</p> <p>今後、区における他の施設の指定管理者の選定にあたっては、審査項目について事前に十分な検討を重ねるものとする。</p>	実施済み

平成21年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況		
8 指定管理者及び管理運営事業者の評価について						
p. 43	ACCと区との指定管理に関する平成18年3月31日付「荒川遊園の管理に関する基本協定書」及び平成21年2月6日付「協定書の変更について」において、指定管理者であるACCに対して区が、その業務の状況を監督することとなっており、ACCから業務報告書が区に提出されるとともに、区も年に1度、「基本協定チェックシート」及び「施設等の利用及び事業の実施に関する業務の基準チェックシート」を用いて、実績の審査を行い、改善点等がある場合について、口頭或いは書面によりACCに通知している。	現状において、施設の利用状況等、先述した協定書で定められている報告書が提出され、また、協定書の第26条3項において、ACCが遊園の利用者に対してアンケートを実施し、セルフモニタリングを行うことが規定されているなど、区によるモニタリングは行われているが、ACCが指定管理者であると同時に管理運営事業者として、遊園の管理運営を行っている中で、指定管理事業だけではなく、管理運営事業に対する評価も行うべきところ、現行においては、管理運営事業については体系的な評価を継続的に実施する体制が整備されていない。	遊園の指定管理者として、更には、管理運営事業者として、事業者を選定する際に、企画提案による公募方式によって選定が行われ、その結果としてACCが選定されている。その経緯を考えると、その選定時に作成・提出された企画提案の内容が、実際にはどのように実施等されているか等についても、継続して評価し、必要に応じて指導していくことが必要である。指定管理事業も含めて企画提案された内容を常にモニタリングしていくこと、更にはモニタリングの内容を整備・充実させることは、遊園に限らず、指定管理者制度を導入している諸施設においても有用と考える。	指定管理事業については、これまで中小企業診断士による外部審査や担当職員の現地調査による実績審査等を実施してきており、指定管理の評価においては十分な実績を積んでいる。しかしながら、今後は管理運営事業についても体系的な評価を実施し、応募時に企画提案された内容についてすべての項目にわたるチェックリストを作成するとともに、担当職員による実績審査なども併せて実施する。	実施済み	
9 指定管理事業費の中の自主事業費について						
p. 45	「荒川遊園指定管理者業務仕様書」には、指定管理者は、あらかじめ区と協議し必要な許可を得ることにより、条例及び規則で定める使用料以外の料金を徴収する事業(イベント、物販等)である「自主事業」を行うことができるとされており、ACCはこの自主事業により、平成20年度において177,045千円の収入と7,719千円の利益を計上している。この仕様書において、自主事業に要する経費に荒川区が支払う管理経費をあててはならないと定められている。つまり、諸経費を自主事業に関する経費と指定管理事業に関する経費に明確に按分し、指定管理料を算定する基礎の数値とするとともに、日常における収支に関しても処理することが求められている。	指定管理事業費として計上されている経費に自主事業に対応する部分も含まれていると考えられる。水道光熱費など一部の経費については、指定管理事業に関する経費と自主事業に関する経費に明確に区分・按分を行っているが、按分が行われていない経費も多く、何らかの方法により按分計算を行い、指定管理事業費としてではなく、自主事業費にも按分計上することを検討すべき経費があったと考えられる。	指定管理者としての施設管理事業と自主事業が一体となって遊園が運営されている事を考えると、両者にまたがる業務が発生し対価の支出が生ずるのは当然の結果ともいえ、また、個別に支出内容を精査して負担額を決定し、いずれかに負担させる事は困難ではある。しかし、指定管理事業費を参考として指定管理料が決める事を考えると、より明確な経費の按分計算を行うことにより、区からの指定管理料の多寡について検討すると同時に指定管理事業費と自主事業費を明確に区分・按分計上していく仕組みを整備する必要がある。	指定管理事業と自主事業の区分は明確になっているが、指定管理事業費と自主事業費の按分については、自主事業費に割く職員の時間が明確に出来にくい部分もある。按分する仕組みについて、引き続き検討する。	検討中	
10 大型遊具の保守・点検の状況について						
p. 48 (1)	再委託契約の内容変更について	ACCは、平成18年度に平成19年度以降の「遊戯施設管理運営業務」及び「入園管理業務」並びに「子供プール運営業務」等の業務について、プロポーザル(提案書)方式による業者選定を実施し、これらの業務を一括して委託する業者を決定した。また、この業者から、各業務について異なる業者への委託が行われていた。	区とACCとの指定管理業務の基本協定では、区の承諾を受けることによりACCからの業務の再委託は認められているものの、その委託業者から他の業者への再々委託は認められていないにも関わらず、実際には他の業者への再々委託が行われていた。この問題を解消するために、平成20年度以降の契約においては、従来の委託業者3社により共同事業体が結成され、ACCがその共同事業体と契約を締結した。これは、①ACCと従来の委託会社との間で締結されている当初の委託契約の期間が、平成19年度から5年間の契約であること、②遊園の管理運営という特殊な業務に関する契約であり、再々委託を解消し、かつ、平成20年度の業務を円滑にスタートさせるためには、既存の事業者が業務を継続することが有用であること、を主な理由としたことであった。	当初の業者選定が、「プロポーザル(提案書)方式」により行われた経緯を考えると、その選定業者を中心にした共同事業体とは言え、状況は大きく変化したこととなる。ACCとしては、再度の業者選定業務を行うまでの仮契約を共同事業体と締結し、再度、プロポーザル方式による業者選定を、正式に行った後に、数年間の委託契約を締結するなど、手続きにおいて、原則的な対応をすべきであったと考える。	事故後の調査で明らかになった再々委託の早期改善を図るため、3社による共同事業体と契約を行った。今後については、より原則的な手続を踏んだ契約を行うよう留意することとした。	実施済み
(2)	日次(始業時)点検(運航日誌)について	遊戯施設運転業務の受託業者により、日次(始業時)点検の実施及び運行日誌の作成が行われ、その運行日誌を参考として、最終的には、運行責任者の判断により日々の運転許可が出されている。この運行日誌における始業時点検の「結果記載欄」は、各点検項目について「良=良好、注=注意、否=要修理」の区分に基づき、該当箇所にチェックをしていく方法となっている。	運行日誌に「否=要修理」にチェックがなされているにもかかわらず、特に修理が行われることなく、そのまま運行を開始しているものが、多数、見受けられた。その理由を確認したところ、「『否=要修理』の内容が、塗料の剥がれなど軽微な場合には、運行管理者の資格を持つ運行責任者により、『運行に支障のない程度のもの』であると安全確認を行ったうえで、運行を開始した」との回答であった。このような判断の過程は、運行日誌に記載する必要があるが、現状では記載を行う箇所がないため、判断の過程が明確な状況とはいえない。また、運行日誌を見る限りにおいて、始業時点検の各点検項目の判断について各点検担当者の主観が入りやすいために、同じ遊具に対する点検であっても、点検担当者によって結果が異なっているものが見受けられた。	運行日誌に「否=要修理」の点検項目があった場合に、その点検項目に対する判断の理由等をきちんと記載し、そのうえで、運行の開始を判断するという過程を書類上残すべきである。始業時点検の各項目についても、各点検担当者が、より客観的に判断できるように、点検項目の内容や「結果」の記載方法を検討し、改善していくべきであると考える。	大型遊戯施設の始業時点検において、点検項目の記載方法について改善を行った。また、試運転結果等に基づき、運行責任者が運行可能の判断を行う場合には、運行日誌の整備状況欄に運行責任者が運行を行う理由を記載する方法に改善した。	実施済み

平成21年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況		
(3)	週間点検報告書について	ACCと共同事業体との業務委託契約書の仕様書において、遊戯施設の保守点検に関する業務として、週間点検を実施することとなっている。	ACCにおいては、従前より、この週間点検の結果が記載される週間点検表を入手しておらず、質問聴取をした時には、週間点検に関する報告書の存在の有無や正確な実施内容について把握をしていなかった。また、後日、委託業者より、週間点検表を入手しその内容を確認したところ、週間点検表に記載されている点検項目と仕様書に記載されている点検項目とが一致していなかった。	仕様書に定められている点検作業の実施の状況とその点検の結果を把握する為にも、ACCは、再委託した業者より、週間点検表を入手し、その実施内容を適切に確認するとともに、点検表の点検項目についても、より確実な点検を行う為、仕様書に記載されている点検項目と整合性を図るべきであり、改善を要する。	週間点検報告書については、仕様書の記載内容を現在の基準との整合性について見直すとともに、点検終了後速やかに提出するように位置づけた。	実施済み
(4)	月間点検に関する仕様書の記載について	共同事業体との業務委託契約書において、月間点検を実施することが定められているが、その月間点検を実施する回数については記載されていない。	本来は毎月1回の年12回実施することとなると考えられるが、法定点検を実施する月もあり、法定点検の実施内容と月間点検の実施内容が重複するため、法定点検が実施される月には月間点検は実施されていない。	仕様書の記載内容が大まかなため、法定点検を実施した月にも月間点検を実施する必要があるかどうかの判断はできなかったが、委託業務が適切に履行されるためにも、仕様書の記載内容は重要であり、再度、仕様書の内容を検討し、各点検作業の実施回数や実施時期など、必要な内容を記載し、点検業務が適時に履行されるように改善すべきである。	月間点検報告書については、仕様書の内容を現行基準との整合性を整理して、必要業務をより具体化し、適切に履行する方向に改善した。	実施済み
(5)	法定点検実施報告書について	荒川遊園指定管理者業務仕様書に、指定管理者は、荒川遊園の施設等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、施設等の日常点検、保守及び法定の環境測定等の保守管理業務を行うことが定められている。	法定点検の結果を報告するための「定期検査報告書」について、ACC所有の大型遊具「ファミリーコースター」と「コーヒーカップ」については、区へ提出する必要があるため、ACCにおいて入手していたが、区所有のその他の大型遊具については、区に対して提出する必要がないため、正式な法定点検の報告書を入手しておらず、口答での実施の報告のみ受けていた。	法定点検は、仕様書において実施することが定められており、その履行確認のためにも、区所有大型遊具についても法定点検の報告書は入手すべきである。	法定点検報告書については、仕様書に定められた項目について、確実に履行し、報告させるようにした。	実施済み
(6)	年間実施計画書作成の必要性について	保守点検等の実施予定日等を記載した年間の実施計画書が作成されていない。	計画書がないため、ACCにおいて実施時期の把握が正確になされておらず、点検等が契約通りに実施されているかどうかといった、作業の履行確認が的確になされているとは言えない状況にあった。	今後は、年度当初に保守点検に関する年間の実施計画表を策定し、これに基づき、点検業務が適時適切に行われているか、その履行状況を確認すべきであると考ええる。	大型遊戯施設の保守・点検については、年度初めに、週間点検から法定点検までの年間実施計画書を提出させ、年間を通して適切に履行されているか確認しながら、安全性を確保するよう改めた。	実施済み
1 1 大型遊具のリニューアル計画について						
p. 53	大型遊具は、遊園の集客において多大な役割を担っており、来園者の多くが大型遊具を利用しているが、平成19年度及び平成20年度においては、遊園への総入園者数は微増しているのに対して、大型遊具の利用者は減少しており、原因の一つとして大型遊具の老朽化が考えられる。平成18年度から大型遊具のリニューアルを順次実施する予定であったが、園内各施設の老朽化やバリアフリー化への対応など、遊園全体の大規模改修を視野に入れて検討することが必要であり、区が直接実施すべきとの判断から、現在までリニューアル工事は行われていない。	区とACCは、平成21年度において、全ての大型遊具6台について専門業者による総合安全点検を実施し、老朽化に伴う抜本的な修理・部品交換の必要性、更には今後の運転可能期間の診断等を受け、平成21年度中に部品の交換や構造部分の修理等、必要な維持補修工事を行っている。また観覧車についても、建て替えを行うか大規模修繕を行うか、費用や施工方法などを検討しているところである。上記、点検及びメンテナンス作業を行っているが、数年後を見据えての中長期間においては、全ての遊具において入れ替えや建て替えなどについて検討していくことも必要である。	大型遊具を入れ替えることが、必ずしも、その遊具の利用者の増加につながるとは限らず、また遊園は営利を目的とはしていない区立の施設であり、利用者の増加のみを目指し判断することも出来ない。今後、区において大型遊具の入れ替え等を含めた中長期的な計画を検討していく際には、安心して遊べる安全な遊園地である事を第一に、利用者へのアンケートの実施や他の遊園地施設における種々の遊具に関する動向の調査等、様々な分析を行う事により、利用者にとって魅力のある施設となるように検討していく事が必要である。	入園者アンケートの実施、ご意見箱の設置、日常業務における来園者からの要望等への対応により、年々魅力ある遊園地へと改善している。今後の区立遊園地としてのあり方については、遊園地を戦略的な視点で、子どもプール、スポーツハウス、運動場を一体として捉え、さらに安全・安心を第一に考慮しながら、大型遊具のリニューアルを含め子育て支援施策の核となるような魅力ある施設となるよう調査・研究を積極的に進めていく。	今後実施	
1 2 売店について						
p. 58	遊園には「キャンディハウス」と「ちびっこ広場売店」の2箇所に売店があり、その運営は、選定会議において選定された業者に委託され、平成20年度からの5年間、2箇所の売店とも同一の業者に委託されている。ACCは委託業者から売店の売上高に対応する販売手数料を受け取ることとなり、その率は契約により、初年度13.5%でスタートし、その後の両者の協議により16.5%まで引き上げる事となっている。現状では、初年度の販売手数料の見直しに関する協議が行われたものの、売店の販売が低迷している事もあり、協議の結果、13.5%に据え置かれることとなった。	販売手数料の決定については、過去に2箇所の売店を別々の業者に委託していた際に、2社の販売手数料が13.5%と16.5%であったことを参考に決められたものである。販売手数料の下限(13.5%)及び上限(16.5%)が現状に即しているかどうか等、その妥当性について、今一度、検討することも必要であると考えられる。また、売店に関する販売手数料は年々減少している。	平成20年度の売店からの販売手数料をもとに計算すると、入園者一人当たりの売店における購入額は141円程度となる。飲料などは自動販売機で購入されていること、遠足等の行事による来園者は売店をしようしないこと等を想定しても、入園者一人当たりの購入額は検討の余地があると言わざるを得ない。売店における品揃えの検討や販売方法・販売場所の検討など、入園者が減少している現状において、入園者へのサービスの一環としても売店におけるサービスの向上を図り、収入の拡大を目指す必要がある。	売店においては、平成21年度に牛丼、プチ海老丼などの販売メニューを増やすとともに、キャンディハウスにおいて、平成21年3月25日～31日までの一週間、お買い物客にクレヨンとぬりえ台紙をプレゼントし、参加者の作品を展示するなどのイベントを試みて、集客やサービスの向上を図っている。また、委託業者は、職場の活性化や意識改革を促しながら、接遇の改善を図り、利用しやすい売店を目指している。この結果、21年度の売り上げ増に結びついた。販売手数料については、平成22年度に13.5%から14.5%に引き上げた。	実施済み	

平成21年度包括外部監査における指摘事項及び対応状況

	現 状	問題点	意 見	対応状況
13 遊園の維持費について				
p. 60	遊園を維持・管理していくためには様々なコストが発生している。(区のコストとしては、指定管理料・修繕費など区の決算において計上されている支出とともに、施設や遊具の減価償却費など、区の決算において計上されていないコストもある。また、ACCにおけるコストとしては、決算において遊園の事業に関するコストとして計上されている経費の他に、ACCの事業全体に関する管理諸経費として計上されているコストの中で遊園に関するコスト等もある。)	区及びACCにおける遊園に関するコストの全体像を試算したところ、平成20年度においては、年間で153百万円のマイナスであり、区民一人当たり換算すると831円の負担額となる。また、入園者一人当たりの収入及びコストを試算すると、入園者一人当たり@360円～767円の収入の増加を図ることが必要となる。	遊園は「荒川区立」の施設であり、その運営には「収支」以外の様々な目的があり、収支の改善を優先することが本来の目的ではない。しかし、各施設の利用者を如何に増加させるか、入園者の少ない時期・天候等に対してどのように入園者を増加させるか、そして売店などの利用者をどのように増加させるか、といった、現状の問題点に対応する為の様々な検討を行うことにより、「入園者の増加による収入の増加」とともに「入園者一人当たりの売上高の増加」を図る為の方策を、今一度検討していく事が必要である。 今後、大型遊具等への大規模な修繕や遊具の入替など、多額な支出の発生も見込まれる中において、様々な数値を用いた分析を行っていくことも有用である。	屋外遊園地にとって、平日や雨季、冬季等の閑散期対策が大変重要な課題となっている。そこで、他の遊園地や人気スポット等における閑散期対策を調査し、そのアイデアやノウハウなどを参考にしながら、区立遊園地にふさわしい対策を講じていく。また、入園者の分析や購買分析等の様々なデータを活用し、入園者の増加や一人当たりの売り上げ高の増加などにつながるような効果的な方策を構築する。
				今後実施